

石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属鉱産物の備蓄に係る基本方針（案）

令和2年7月1日
経済産業省

1. 基本的考え方

我が国の産業活動に重要な一部の希少金属（レアメタル）の備蓄制度については、これまで、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下、「JOGMEC」という。）が、JOGMEC法第11条第1項第13号及び第20条、並びに中期目標に基づき、中期計画や業務方法書等を策定し、制度を実施してきた。

xEV（電動車）や再エネ機器等の普及、AI・IoT等を活用した脱炭素化社会の進展に伴って、今後もレアメタルの需要は世界的に増えていく見通しである。一方、いくつかの鉱種はその大半を特定国からの輸入に依存しているなどのリスクを抱えており、今後我が国をはじめ欧米諸国、中国や新興国との間で資源獲得競争の激化が見込まれ、引き続き、その安定供給の確保は一層重要な課題となる。加えて、特定国・特定地域への輸入依存度が高いレアメタルについては、世界的な感染症の拡大によりサプライチェーンの各段階で供給障害が生じる可能性があることも新たな課題として顕在化したところである。

我が国として更なる脱炭素化を目指す上で、2010年から2011年にかけて発生したレアアースショック等の経験も踏まえ、現在のような特定国による寡占化状況が我が国のサプライチェーンに与える影響を踏まえた対応策の強化が必要といった理由により、本年3月に「新国際資源戦略」を策定した。

本戦略では、資源の偏在性、カントリーリスク、今後の需要の見通し等の観点から鉱種ごとのリスクを定量的に把握するとともに、それぞれの特性を踏まえて重点を置くべき、上流権益確保の支援、適確な備蓄、リサイクルの推進等の政策ツールを整理し、戦略的な資源確保策を推進することとしている。

本備蓄制度については、産出国の政情や依存度、需要等を考慮して実際に備蓄する鉱種を選定した上で、短期的な供給途絶への備えとして、これまでは国内基準消費量の60日分（一部鉱種は30日）を備蓄目標日数としていたが、特に代替が困難で、供給国の偏りが著しいレアメタルについては、従来の想定よりも長い期間の供給途絶等に備えるために適確な備蓄を行うことが重要である等の方向性が示されている。

以上のような状況認識を踏まえて、備蓄目標日数等の見直しやその決定における国とJOGMECの役割分担の明確化、機動性、利便性や代替可能性等を考慮した放出要件等を整理し、新たな金属鉱産物の備蓄制度を構築するため、ここに備蓄に係る基本方針を定めるものである。

2. 基本方針

（1）備蓄鉱種の選定

国は、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成16年経済産業省令第9号）第19条第2項で定める金属鉱産物（以下単に「金属鉱産物」という。）34鉱種のうち、産出国の偏在性や輸入における依存度、産出国等の政情や、今後の技術進展等も見すえた将来的な需要動向等を総合的に判断し、実際に買入れ等を行う備蓄鉱種を選定する。

（2）備蓄目標日数の設定

備蓄目標日数は、本制度がレアメタルの供給途絶時の「最後の手段」としてサプライチェーンを

下支えする役割を担うことにかんがみ、JOGMECが保有する国家備蓄に対して設定する。備蓄目標日数は、特に、地政学的リスクが高い鉱種・品目は想定される供給途絶リスクに対して十分な日数となるよう上方設定し、一方で、供給安定性が向上した鉱種・品目は下方設定する。

国は、JOGMECが以下の①から⑤に示す項目毎にリスクを定量的に評価した結果に応じ、備蓄鉱種毎に算定した日数に基づき、必要に応じて国の資源政策の観点からの政策的判断要素を加味した上で、備蓄目標日数を最終的に決定する。

①特定国への輸入依存度

輸入量における我が国の資源確保において脅威となりうる、特定国への輸入依存度

②供給途絶発生の可能性

政策安定性（過去の禁輸措置等の発生頻度等）、労働争議発生状況、環境規制動向、電力供給安定度、異常気象発生状況、インフラ整備状況、流行性感染症対応等

③日本の自給状況

海外鉱山から日本に輸入されている金属鉱産物のうち日本企業等が権益を有している割合や、リサイクル等国内原料使用量等から算出した自給状況

④国内需要動向

国内需要を輸入量の5か年移動平均で評価し、5年単位で比較した場合の増減率等

⑤その他の付加的要素

産業ニーズの変化等による将来的な重要性、他鉱種で代替が可能となる可能性 等

(3) 備蓄計画の策定と実施

JOGMECは、本方針に基づき、中期計画の期間の買入及び放出に係る備蓄計画を、国の同意を得た上で策定し、その達成を目指す。

買入については、市況等を考慮の上、金属鉱産物の流通秩序の維持及び公正な取引の確保に留意して行う。

放出については、需給逼迫時放出¹を行う場合には、サプライチェーン維持のための要請に応じ、JOGMECの判断の下、当該計画の範囲内で機動的に備蓄物資を日本企業へ放出する。

また、調整放出²を行う場合には、備蓄物資の数量調整や品質維持からの必要性、品目の形態変化の状況等に応じ、JOGMECの判断の下、当該計画の範囲内で適切に売却又は交換を実施する。なお、備蓄目標日数と実際の備蓄量との極度な乖離を防ぐため、調整放出を実施した後の最低備蓄量は、当該計画で別途定める。

放出を行った後は、特に需給逼迫時放出の場合、放出の政策的効果も見極めつつ、市況等を考慮の上、金属鉱産物の流通秩序の維持や公正な取引の確保に留意して、備蓄目標日数の回復を図る。

¹ 「需給逼迫時放出」とは、需給逼迫状態の緩和のために JOGMEC が備蓄計画の範囲内で別途定める基準に従い必要と判断した場合に、日本企業に対し金属鉱産物の譲渡しを行うことをいう。

² 「調整放出」とは、備蓄している金属鉱産物の数量調整・品質の維持・品目の形態変更のために JOGMEC が備蓄計画の範囲内で別途定める基準に従い必要と判断した場合に、日本企業に対し売却又は交換することをいう。

(4) 継続的な情報収集

JOGMECは、国内産業構造の変化や金属鉱産物の需給に影響を及ぼすさまざまなリスクを踏まえるべく、民間企業・業界団体等から積極的な情報収集を行うことにより、民間備蓄（在庫）や消費等の状況を常に把握し、必要に応じ備蓄計画に反映させる。

(5) 情報の取扱い

我が国の経済安全保障を確実に確保する観点、本備蓄制度による買入又は放出が与える国内外の金属鉱産物市場への影響の大きさにかんがみ、鉱種毎の備蓄目標日数及び実際の備蓄量、並びにこれらが推測される事項については、非公開とする。

(6) 見直し等

国は、中期計画期間中に急激な状況変化等が生じた場合は、備蓄目標日数の変更等に適切に対処する。本方針についても、今後の状況変化等に応じ、必要があれば柔軟に見直すこととする。

JOGMECは、備蓄業務を遂行する中で得られた経験や知見を基に、中期計画期間終了年度に、次期備蓄計画で実際に備蓄を行う対象鉱種、備蓄目標日数等の見直しの要否等を国に提案することができる。

以 上